

茂原市被災者支援制度

(令和8年4月作成)

罹災(被災)証明書交付(災害)	担当課等(窓口)：財務部 市民税課 0475-20-1577
震災・風水害等により住家が被害にあった場合、申請により「罹災証明書」の交付ができます。住家以外の家屋、塀、門扉などの被害については、「被災証明書」を交付します。	
※火災による罹災証明書は長生都市広域市町村圏組合消防本部にて申請交付	

市民税の減免制度	担当課等(窓口)：財務部 市民税課 0475-20-1577
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により被災し、納期限の延長等によっても市民税の納付が困難となった方について、納期未到来分の市民税を申請に基づき一定の基準で減免することができる場合があります。	

固定資産税・都市計画税の減免制度	担当課等(窓口)：財務部 資産税課 0475-20-1579
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により被災した場合、納期未到来分の固定資産税・都市計画税を一定の基準で減免することができる場合があります。	

市税等の徴収猶予	担当課等(窓口)：財務部 収税課 0475-20-1578
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により被災し、一時的に市税等を納付することができないと認められる場合、申請に基づき一年間を限度として、納税が猶予されます。	

市民相談について	担当課等(窓口)：市民部 生活課 0475-20-1505
被災後の生活での悩みごとや心配ごとを市民相談員がお聞きし、助言や指導を行います。月曜日から金曜日の執務時間内(9:00～12:00、13:00～16:30)に行っています。電話相談、来庁相談どちらでも対応可能です。	

国民健康保険税等の減免制度	担当課等(窓口)：市民部 国保年金課 0475-20-1503
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により住宅(自らが所有し、居住するものに限る)・家財について、一定基準以上の損害(損害保険金などで補てんされる金額は除く。)が生じた場合で、納期限の延長等によっても納付が困難と認められる保険税の納税義務者の方は、納期未到来分の保険税額について、減免の制度があります。また、医療費の本人負担分についても、減免の制度があります。	

後期高齢者医療制度の減免制度	担当課等(窓口)：市民部 国保年金課 0475-20-1503
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき保険料を減免又は徴収猶予できる場合があります。同様に、医療費の本人負担分も規定に基づき減免又は猶予できる場合があります。(但し、減免等の決定は千葉県後期高齢者医療広域連合が行います。)	

国民年金保険料の免除	担当課等(窓口)：市民部 国保年金課 0475-20-1503
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。 (但し、免除の決定は日本年金機構が行います。)	

茂原市被災者支援制度

(令和8年4月作成)

年金受給権者等の所得制限による支給停止の一時解除	担当課等(窓口)：市民部 国保年金課 0475-20-1503
障害年金等の受給権者で、所得があるために、年金の一部又は全部が支給停止されている方で、震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき支給停止が解除されます。(但し、支給停止解除の決定は日本年金機構が行います。)	
介護保険料の徴収猶予・減免制度	担当課等(窓口)：福祉部 高齢者支援課 0475-20-1572
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき徴収猶予や減免ができる場合があります。	
保育料・給食費の減免制度	担当課等(窓口)：福祉部 保育課 0475-36-5656
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき保育料又は給食費の減免ができる場合があります。	
特別障害者手当等の所得制限の一時解除	担当課等(窓口)：福祉部 障害福祉課 0475-20-1666
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当及び特別児童扶養手当の受給資格者、配偶者及び扶養義務者のうち、所得制限のため支給停止となっている方が一定の災害を受けた場合、申し立てに基づき一定の期間、所得による支給の制限を適用しないものとします。	
市営住宅の一時入居	担当課等(窓口)：都市建設部 建築課 0475-20-1588
災害により一時的に住宅を失った方々に対して、市営住宅を一時的にお貸しいたします。(家具・家電等は設置されておりません。) ●使用期間：原則として1ヶ月程度(市営住宅の正規入居許可とせず、使用期間を指定して臨時的に使用) ●一時使用料：無料(但し、光熱水費・共益費等は入居者負担です)	
一般廃棄物の処理	担当課等(窓口)：経済環境部 環境保全課 0475-20-1504
災害により発生した一般廃棄物の処理については、処理費用を減免できる場合があります。 ●市職員による事前確認が必要となりますので、作業を行う前に必ずご連絡下さい。 ●ごみ処理場(環境衛生センター)で処理できないものは、搬入できません。	
災害見舞金の支給	担当課等(窓口)：福祉部 社会福祉課 0475-20-1571
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により、死亡し、もしくは負傷した者又は住家等に重大な被害を受け日常生活に支障をきたしている世帯主に対し、災害見舞金を支給します。	
災害救援物資等の配布	担当課等(窓口)：日本赤十字社千葉県支部茂原市地区 (事務局：福祉部 社会福祉課 0475-20-1571)
震災・風水害・火災・その他これらに類する災害による被災者に対し、応急的な救援を行うために毛布などの救援物資を配布いたします。	

火災対応した職員：(防災対策課) 氏名：() TEL：(0475-36-7580)